

2021年度 自治体学会事業計画（案）

I 第35回自治体学会大会 on the WEB 2021 の開催

第35回大会は、神奈川県川崎市での開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を鑑み、地元関係者の意向もふまえて、慎重に協議・検討した結果、WEBを活用して開催する。企画実施は、企画部会が行う。運営に際し、川崎市の厚意により協力を得る。

期 日：8月21日（土）～22日（日）、10月9日（土）

会 場：Zoom会議

内 容：分科会 研究発表セッション

総会報告・学会賞発表・学術問題検討委員会報告

特記事項 ・8月21日は、三つの分科会を行う。

・8月22日は、二つのZoomにより、それぞれ、午前に研究発表セッションと午後に二つの分科会を行う。

・10月9日は、総会報告等と三つの分科会を行う。

・なお、大会前に内容の理解を深めるためプレセミナーを行う。

II 総会・評議員会・理事会・各部会等の開催

1 総会の開催

大会にあわせて総会を開催する。2021年度の総会は、書面による会議とする。

2 評議員会・理事会等の開催

理事会及び評議員会を適宜開催する。

学会事業実施のため、企画部会、編集部会、地域支援部会、研究支援部会、総務部会、学会賞委員会、役員推薦委員会、学術問題検討委員会等を適宜開催する。

現在の新型コロナウイルス感染症のまん延の状況では、Zoom会議を基本とする。

III 事業の実施

1 学会誌の発行

学会誌「自治体学」を年2回（35-1号、35-2号）発行し、会員全員に配付するとともに関係機関に配布する。

学会誌の編集は、編集部会が行う。

2 学会賞の授与

田村明まちづくり賞及び研究論文賞の募集を行い、優れた者を表彰する。あわせて、自治体学研究奨励賞も表彰する。選考は、学会賞委員会が行う。

3 研究活動への支援

会員から、研究論文及び研究ノートを募集し、投稿論文等について、査読員による査読結果をもとに、研究支援部会が、学会誌に掲載する研究論文、研究ノートを決定する。会員の研究成果を広く知ってもらうため、学会誌に掲載した研究論文・研究ノートを「J-STAGE」に掲載することを進める。

4 学会の活性化を目指した事業の実施

自治体学会講演会等を地域支援部会が中心となって実施する。

学会賞を受賞した“まちづくり活動”について、そのまちづくりを担う市民と連携し、現地を訪問し“まちづくり活動”を学ぶ事業を実施する。新たに、地域と研究者を結ぶ自治体学会マッチング事業を検討する。

新型コロナウイルス感染症のことを踏まえ、オンラインを活用した活動を検討・実施する。

5 情報の提供、会員の交流促進

ホームページによる情報提供、メーリングリスト、会員名簿等を活用し、会員相互の交流に努める。メーリングリストについては、4月から新たなサービス提供会社と契約し、移行する。

6 まちづくり活動への支援

(1) 地域活動の支援

会員が主体となって実施する地域活動のうちフォーラム等の開催及びその報告書の作成を支援する。また、地域活動のさらなる展開に向けて、オンライン方式による活動も支援する。

(2) 自治体学会の設立趣旨に適合する事業の名義後援

7 コロナ禍後の学会活動の検討

コロナ禍後の社会における様々な変化を見据え、学会運営及び大会のあり方等を検討する。学会の活性化に向けて、リモート会議システムやWEBシステムの活用を検討する。同時に、現場・現地に集まり交流・研鑽する活動も新たな展開を検討する。

IV 運営

1 学会ガバナンスの確立

機能的・合理的・行動的でコンパクトな学会運営を行う。

安定的な学会活動のために、学会運営課題への対応を図るとともに中期事業計画を策定する。また、各部会で事業の見直しを行う。2020年度決算をふまえ、コロナ禍後の活動を見据え、別勘定の基金積立を検討する。

2 事務局の運営

総務部会は、事務局を補助する。

3 オンラインの活用

新型コロナウイルス感染症のことを踏まえ、オンラインを活用した会議等を進める。

2021 年度 自治体学会 収支予算（案）

■ 収入の部

科目		2020 年度 予算額	2021 年度 予算額	差額	摘要
		A	B	B-A	
		7,605,000	7,275,000	-330,000	
会費収入	個人会員	6,675,000	6,375,000	-300,000	
	7,500円×840人(一般)	6,600,000	6,300,000	-300,000	現会員数:約1,000名
	3,750円×20人(学生等)	75,000	75,000	0	
	団体会員	930,000	900,000	-30,000	15,000円x60口
52団体、62口				※20年度実績 64口	
		295,000	295,000	0	大会の参加費
参加費収入	会員 250人	250,000	250,000	0	1,000円×250人
	非会員 30人	45,000	45,000	0	1,500円×30人
情報交換会会費収入		0	0	0	
企画事業収入		150,000	150,000	0	講演会3回を想定
田村賞基金繰入金		200,000	200,000	0	
繰越金		1,833,674	3,266,794	1,433,120	
		173,326	174,206	880	
その他収入	広告収入	80,000	80,000	0	
	預金利息	326	706	380	
	チラシ封入収入	3,500	3,500	0	
	学会誌販売収入	80,000	80,000	0	
	印税収入	0	0	0	
	その他雑収入	10,000	10,000	0	
合 計		10,257,000	11,361,000	1,104,000	

a単年度実質収入見込み額 (予算額－繰越金)	8,094,206
b単年度実質支出見込み額 (予算額－予備費－基金)	9,658,000
収支見込み額(a－b)	-1,563,794

自治体学会基金	7,321,436
田村賞基金	894,435

2021 年度 自治体学会 収支予算（案）

■支出の部

科目	2020年度予算額	2021年度予算額	差額	摘要
	A	B	B-A	
大会開催費	2,050,000	1,750,000	-300,000	
①大会開催費	1,050,000	950,000	-100,000	WEB大会
印刷費	200,000	200,000	0	開催案内は印刷し会員等へ配布 プログラム集当日資料はHP掲載
会場費	50,000	50,000	0	
交通費	200,000	200,000	0	
通信費	100,000	100,000	0	
その他	500,000	400,000	-100,000	Zoom会議費用含む
②企画部会費	1,000,000	800,000	-200,000	対面での会議は4回を想定
③情報交換会費	0	0	0	WEB会議のため実施しない
学会誌費	2,090,000	2,090,000	0	
①学会誌発行費	2,060,000	2,060,000	0	
学会誌発行費	1,900,000	1,900,000	0	年2回発行
学会誌発送費	160,000	160,000	0	
②編集部会費	30,000	30,000	0	
学術研究費	335,000	280,000	-55,000	
①田村明まちづくり賞関係費	200,000	200,000	0	
②学会賞委員会費	100,000	50,000	-50,000	対面での会議1回
③研究支援部会費	35,000	30,000	-5,000	
事業企画費	350,000	330,000	-20,000	
①自治体学講演会費	300,000	300,000	0	3回開催予定
②地域支援部会費	50,000	30,000	-20,000	※オンラインの活用
広報費	170,000	200,000	30,000	
①HP関係費	50,000	60,000	10,000	
②通信費(回線使用料等)	120,000	140,000	20,000	
地域活動支援費	800,000	800,000	0	3件予定※オンラインの活用も推進
総会・理事会・評議員会等費	900,000	640,000	-260,000	
①総会・監査経費	40,000	40,000	0	
②理事会経費	200,000	150,000	-50,000	対面での会議1回
③評議員会経費	500,000	400,000	-100,000	対面での会議1回
④役員推薦委員会経費	160,000	50,000	-110,000	
事務局運営費	3,514,000	3,568,000	54,000	
①人件費	2,050,000	2,000,000	-50,000	
②借上料等	800,000	850,000	50,000	
③通信運搬費	350,000	300,000	-50,000	
④印刷費	200,000	300,000	100,000	
⑤その他事務費	114,000	118,000	4,000	Zoom会議費用含む
予備費	48,000	303,000	255,000	
基金繰入	0	1,400,000	1,400,000	総会で承認後、コロナ禍 後対策基金として積立
合計	10,257,000	11,361,000	1,104,000	

第 6 号議案

細則改正（案）について

1 提案内容

新型コロナウイルス感染症のまん延状況をふまえ、一堂に会する会議を開催できない場合に、総会を含めた会議の開催方法について、自治体学会細則に位置付ける。

2 説明

自治体学会総会の開催については、自治体学会規約第 16 条 1 項において、「理事長は、毎年少なくとも 1 回総会を招集しなければならない」と規定され、総会における議事は同規約第 19 条 1 項において、「総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。」と規定されている。このことを踏まえると、総会は一堂に会する会議を想定しており、時期は各年の大会に合わせて開催するのが通例となっている。

2021 年度については、大会がWEBを活用した大会のため、一堂に会する場は設定できないので、2020 年度と同様に、書面による会議を想定している。総会を書面による会議で行うことは、規約上定められておらず、本来ならば規約を改正しなければ、行うことの根拠がないが、昨年度の総会の開催は、臨時的措置として、評議員会で、総会の持ち方を提案し開催したが、規約あるいは細則の改正を行わなかった。

そのため、一堂に会する会議を開催できない場合に、総会及び評議員会、理事会の開催について、自治体学会細則に会議開催の特例として位置付けるための「細則改正案」を、評議員会に提案するものである。

3 自治体学会細則改正案

自治体学会細則改正案（6 条以降）

（前条略）

6 理事会

理事会は、理事長が招集する。

7 会議開催の特例（新規）

総会、評議員会、理事会の会議において、一堂に会する会議を開催できない事情がある場合は、書面、電子メール、WEBその他の意見交換方法を用いた会議により開催できるものとする。この場合において、総会の議長については、この限りではない。

8-7 顧問及び参与

顧問は学識経験者、参与は自治体の首長のうちから委嘱する。

顧問及び参与は評議員会への出席などを通じて、会の運営等に関して意見を述べる
ことができる。

9-8 監事

監事は、監査結果を総会に報告する。また、総会及び評議員会において、本会の事業
のあり方についても意見を述べるができる。

10-9 入会

(1) 設立総会時

発起人は、設立総会時において、会員となる。会員として入会する意思を表示してい
る者は、設立総会時において、会員となる。

(2) 設立後

入会を希望する者は、入会申込書を、事務局に提出し、理事会の承認を得て会員とな
る。

11-10 事務局

事務局に事務局長を置くことができる。

事務局長は、理事長がこれを選任する。

4 新旧対照表

別添資料

第6号議案 細則改正案

細則改正案(新旧対照表)

6 理事会 の次に新たに7 会議開催の特例 を追加し、旧の7顧問及び参与 以降は一つずつ繰り下がる。

旧	新
<p>2 総会 総会において、議長を選出する。 議長は、議案審議の進行を統括する。</p> <p>6 理事会 (条文略)</p> <p>7 顧問及び参与 (条文略)</p> <p>8 監事 (条文略)</p> <p>9 入会 (条文略)</p> <p>10 事務局 (条文略)</p> <p>1997年2月22日 一部改正 1999年8月20日 一部改正 2002年3月3日 一部改正 2005年4月1日 一部改正 2006年8月24日 一部改正 2007年2月25日 一部改正 2007年8月24日 一部改正 2008年3月1日 一部改正 2008年8月21日 一部改正 2009年8月20日 一部改正 2010年8月20日 一部改正 2011年10月8日 一部改正 2014年3月21日 一部改正 2014年8月21日 一部改正 2016年2月28日 一部改正 2020年8月31日 一部改正</p>	<p>2 総会 (同左:変更なし)</p> <p>6 理事会 (条文略)</p> <p>7 会議開催の特例 総会、評議員会、理事会の会議において、一堂に会する会議を開催できない事情がある場合は、書面、電子メール、WEBその他の意見交換方法を用いた会議により開催できるものとする。この場合において、総会の議長については、2の限りでない。</p> <p>8 顧問及び参与 (条文略)</p> <p>9 監事 (条文略)</p> <p>10 入会 (条文略)</p> <p>11 事務局 (条文略)</p> <p>1997年2月22日 一部改正 1999年8月20日 一部改正 2002年3月3日 一部改正 2005年4月1日 一部改正 2006年8月24日 一部改正 2007年2月25日 一部改正 2007年8月24日 一部改正 2008年3月1日 一部改正 2008年8月21日 一部改正 2009年8月20日 一部改正 2010年8月20日 一部改正 2011年10月8日 一部改正 2014年3月21日 一部改正 2014年8月21日 一部改正 2016年2月28日 一部改正 2020年8月31日 一部改正 <u>2021年9月5日一部改正</u></p>

第7号議案

総会開催方法の変更について（案）

1 提案内容

2021年度の自治体学会総会については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、一堂に会する会議ではなく、2020年度と同様に書面による会議で開催する。

また、総会を含めた会議の開催方法について、自治体学会細則7に基づいて、書面による方法で開催する。

2 説明

自治体学会規約では、第16条1項において、「理事長は、毎年少なくとも1回総会を招集しなければならない」と規定されており、総会における議事は第19条1項において、「総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。」と規定されている。このことを踏まえると、総会是一堂に会する会議を想定しており、時期は各年の大会に合わせて開催するのが通例となっている。

2021年度については、大会がWEBを活用した大会のため、一堂に会する場は設定できないので、2020年度と同様に、書面による会議とするものである。

総会を書面による会議で行うことは、規約上定められておらず、本来ならば規約を改正しなければ、行うことの根拠がない。しかしながら、その改正のための総会の開催は、行うことが事実上できない。また、昨年度の総会で、規約改正を行わなかった。

そのため、2021年度の評議員会で、第6号議案のとおり、自治体学会細則の改正を提案し、総会の開催方法について、根拠を定めることとしている。

2021年度の総会の開催法については、第7号議案の可決を前提に、改正された自治体学会細則7に基づいて、総会を書面会議で開催できるように、1のとおり提案するものである。

第8号議案

基金の設置について（案）

1 提案内容

今後の学会活動については、コロナ禍後の社会における様々な変化を見据え、学会運営及び大会のあり方等を検討する必要がある、オンラインを活用した会議のさらなる推進に加え、地域活動の支援についてもオンラインの活用した手法が想定される。また、対面活動の価値も、新たな視点から見直されることも想定される。

オンライン活用のための基盤の確立やオンライン活用の活動を支えるため、及び見直し後の新たな対面活動の財源として、及び（仮称）コロナ禍後対策基金を設置する。

2 説明

2020年度の決算状況は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、大会、総会、評議員会をはじめ、各部会や委員会が、WEBを用いた手法で開催されたことにより、繰越見込み額は、3,266,794円と想定される。これは前年と比較しても約140万円多く、2020年度の実質収支では、1,433,120円の収入増が見込まれる。

そのため、コロナ禍後の学会活動に備えるため、1,400,000円を、（仮称）コロナ禍後対策基金として積み立てるものである。

なお、この基金の設置については、総会の承認を得るものとする。

また、基金の活用を行う場合は、用途を明らかにし、予算化して総会で議決する。

2 報告事項

① 各部会等報告

1 企画部会報告

- ・WEB大会について

2 編集部会報告

- ・学会誌 35-1 について

3 地域支援部会報告

4 研究支援部会報告

- ・投稿論文について

新規の応募論文	7件
再提出の応募論文	5件

5 学会賞委員会報告

- ・応募、審査対象件数

田村明まちづくり賞	6件
研究論文賞	8件
自治体学研究奨励賞	6件

②その他

1 事務局報告

- ・入会者および退会者について

2020年度の入会者	27人
2020年度の退会者	64人 (内逝去者5人)
2021年度のこれまでの入会者	33人
2021年度のこれまでの退会者	8人

- ・団体会員 2021年度入会 2団体 静岡県小山町
大牟田市役所退職者の会

2 次年度開催地

熊本市